

知多市 がんばる中小企業応援補助金

知多市内の中小企業の皆様が行う
「がんばる中小企業応援事業」に対し補助を行います。



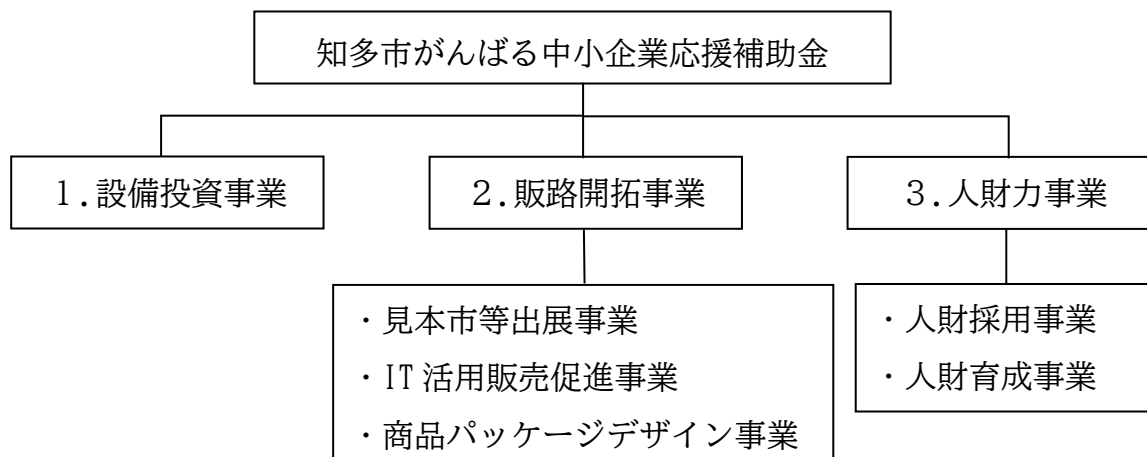
知多市公認キャラクター「梅子」

令和6年4月発行

《対象者》

知多市内に本社を有する中小企業者

《補助金の体系》



1. 設備投資事業

経営力向上計画を作成し、事業所管大臣から認定を受けること又は先端設備等導入計画を作成し、市から認定を受けることが必要です。認定を受けた経営力向上計画又は先端設備等導入計画に基づいて実施した設備投資に対し補助金を交付します。

補助の内容	補助金の額
経営力向上計画又は先端設備等導入計画に基づき、自社の経営力を向上するために、機械装置並びに工具の購入、製造、改良及び据付けを行った場合、それに係る経費に対して補助金を交付します。	対象経費の1／5以内 (限度額10万円)

※「先端設備等導入計画」とは？

中小企業等経営強化法に基づき、設備投資を通じて中小企業・小規模企業者等が労働生産性の向上を図るための計画です。国から同意を受けた市の「導入促進基本計画」に基づき、認定を受けることができます。認定を受けた事業者は、税制支援などの支援措置を受けることができます。詳しくは市のHPをご覧ください。

【支援の例】償却資産に係る固定資産税の軽減措置（3年間ゼロ）など

※「経営力向上計画」とは？

中小企業等経営強化法に基づき、人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力向上のために実施する計画です。国から認定された事業者は、税制や金融支援を受けることができます。詳しくは中小企業庁のHPをご覧ください。

【支援の例】固定資産税の特例、日本政策金融公庫による低利融資、中小企業信用保険法の特例など

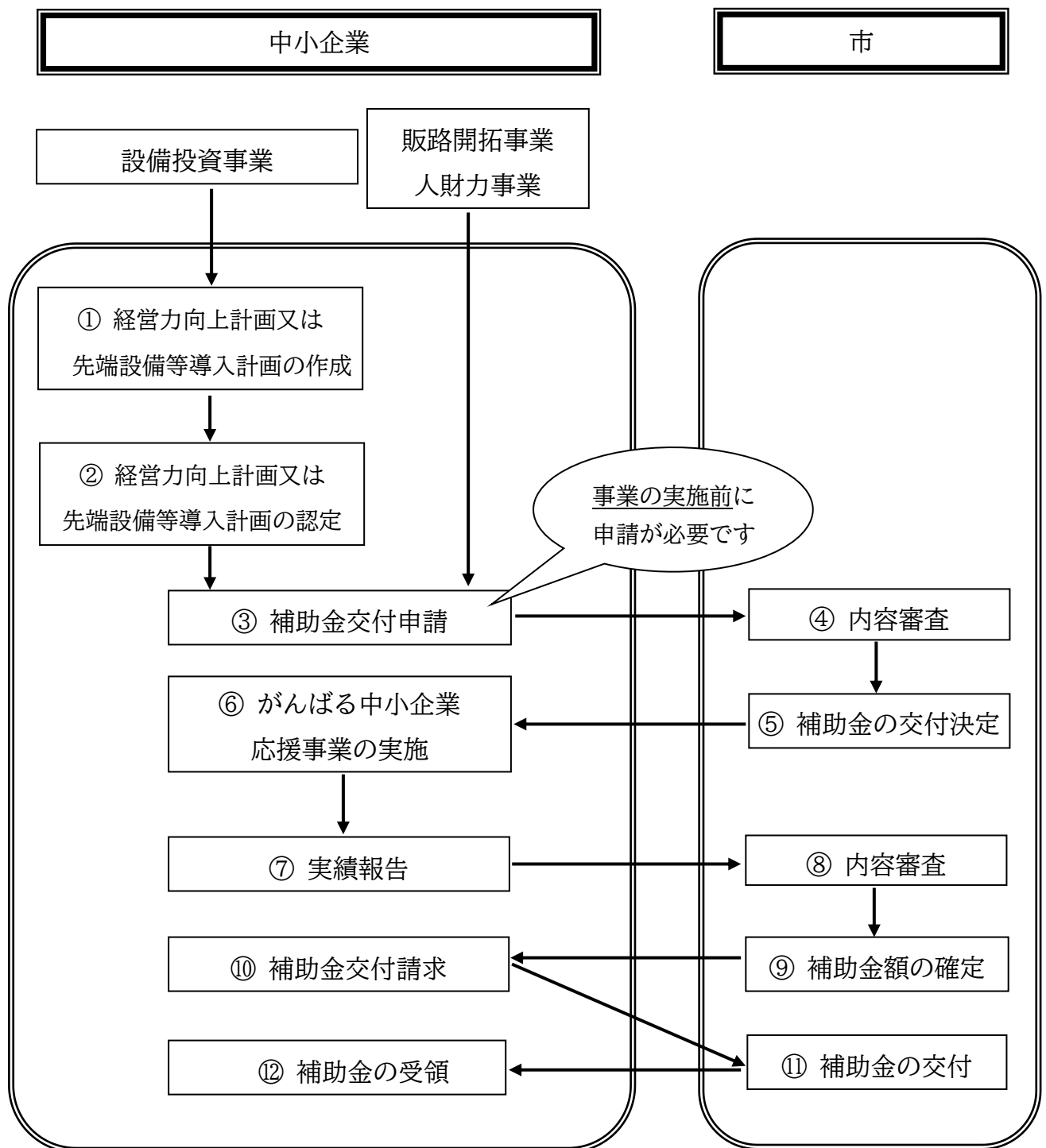
2. 販路開拓事業

	補助の内容	補助金の額
見本市等出展事業	新商品等を紹介する見本市又は展示会（以下「見本市等」という。）に出展する事業に対して補助金を交付します。 ただし、見本市等は、主として一般消費者への販売を目的とするものを除きます。 国内で出展する事業は、出展者数が50以上の市外で開催される見本市等に限ります。 国外で出展する事業は、出展者数を問わず、自主開催する場合も含みます。	対象経費の1／2以内 (限度額15万円)
IT活用販売促進事業	販路の開拓又は拡大のため、既存の個人サイトへのインターネットショップの開設又はインターネットモールへの出店を行う場合、入会費やクレジットカード決済システム導入費等の通信販売を行う初期費用に対して補助金を交付します。	対象経費の1／2以内 (限度額10万円)
商品パッケージデザイン事業	販路の開拓又は拡大に繋がる新規顧客獲得のため、土産品の商品パッケージのデザイン開発又は改良を行う際のデザイン制作料に補助金を交付します。	対象経費の1／2以内 (限度額10万円)

3. 人財力事業

	補助の内容	補助金の額
人財採用事業	人材を採用するために、情報誌やインターネットサイトに求人情報を掲載した場合の掲載料、又は合同企業説明会等に参加した場合の出展料に対して補助金を交付します。	対象経費の1／2以内 (限度額10万円)
人財育成事業	中小企業大学校又は中部職業能力開発促進センターの研修受講料に対して補助金を交付します。	対象経費の1／2以内 (限度額10万円)

《補助金交付までの流れ》



(注)：この補助金は、当該年度ごとに市の予算範囲内で交付するものであるため、補助金の合計額が予算の範囲を超えるときは、申請できませんのでご承知ください。

(注)：当該年度の申請受付は先着順にて行います。

《必要な提出書類》

補助助金交付申請（事業実施前）

●共通書類

- ・補助金交付申請書（指定様式）
- ・企業概要書（資本金、従業員数などが分かるもの）
- ・市税の滞納がないことの証明書（指定様式）

●補助事業毎に必要な書類

補助事業の名称		添付書類
設備投資事業		・経営力向上計画又は先端設備等導入計画の認定を受けたことが分かる資料 ・認定を受けた経営力向上計画又は先端設備等導入計画の写し ・収支計画書 ・導入する機械装置等の概要を示す資料（機械装置等のパンフレット、据付現場の写真など）
販路開拓事業	見本市等出展事業	事業経費・概要が確認できる資料（出展募集要領、案内チラシなど）
	I T活用販売促進事業	事業経費・概要が確認できる資料（見積書、入会費の分かるチラシなど）
	商品パッケージデザイン事業	事業経費・概要が確認できる資料（見積書、デザイン案の概要が分かる資料など）
人材力事業	人材採用事業	事業経費・概要が確認できる資料（見積書、掲載サイトが分かる資料など）
	人材育成事業	事業経費・概要が確認できる資料（受講する研修等の募集要領、カタログなど）

（注）：当該年度内（3月20日まで）に完了（経費の支払含む）する事業が対象です。

（注）：補助金の交付は、設備投資事業、販路開拓事業及び人材力事業の各目につき、それぞれ単年度1事業者1回限りです。ただし、人材育成事業については、単年度1事業者の補助限度額を10万円として、何回でも申請が可能です。

（注）：設備投資事業については、経営力向上計画又は先端設備等導入計画の計画期間中に実施された事業に限ります。

（注）：各事業について、既に国または県、その他の団体による助成制度により補助金の交付を受けている場合は、補助対象となりません。

（注）：補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てとなります。

（注）：各事業について、関係会社等との契約行為は、補助対象となりません。

実績報告（事業実施後）

●共通書類

- ・補助金実績報告書（指定様式）
- ・経費の支払を証する書類（請求書、領収書等）
- ・補助金交付請求書（指定様式）

●補助事業毎に必要な書類

補助事業の名称		添付書類
設備投資事業		経費に係る収支決算書
販 路 開 拓 事 業	見本市等出展事業	出展した事実が確認できる資料（見本市等のパンフレット、現場の写真など）
	I T 活用販売促進事業	出店した事実が確認できる資料（インターネットショップを開設したこと又はインターネットモールに出店したことが分かるサイトの印刷など）
	商品パッケージデザイン事業	商品パッケージのデザインが確認できる資料（写真、デザインを印刷した資料等） ただし、デザイン改良の場合は、新旧両方の商品パッケージのデザインが確認できる資料
3 人 財 力 事 業	人財採用事業	インターネットサイトへの掲載、合同企業説明会に出展した事実が確認できる資料（インターネットサイト等の掲載面を印刷したもの、合同企業説明会の現場写真など）
	人財育成事業	研修等を受講し、修了したことが確認できる資料

(注)：実績報告は、事業完了後（経費の支払含む）30日を経過した日又は当該年度の3月20日のいずれか早い日までに行う必要があります。

◇◇◇◇◇◇◇お問い合わせ◇◇◇◇◇◇◇◇

知多市 商工振興課

〒478-8601 知多市緑町1番地

TEL 0562-36-2662（直通）

FAX 0562-32-1010

E-mail shoukou@city.chita.lg.jp